２０１３年１２月２４日

山形県知事　吉村美栄子　様

日本共産党山形県委員会
県委員長　本間和也
山形県議会議員　渡辺ゆり子

小国川漁協の漁業権を無条件で更新することを求める申し入れ

来年１月１日の内水面漁業権の更新に関し、小国川漁協にかかる漁業権更新について県議会農林水産常任委員会で質疑がなされ、マスコミでも連日報道がなされています。

県は、漁業権免許にあたり「公益上必要な行為への配慮」との条件を、事実上『ダム建設への賛同』に置き換え、その「担保」を小国川漁協に求めているとされています。このことは、事実上、漁業権免許をたてにダム建設協力を強要するものであり、さらに来年１月１日の更新を認めないことになれば、現場の混乱が広がるばかりです。

私達は「ダムによらない最上小国川の治水対策」を求めてきました。小国川漁協も河道改修による治水対策を一貫して求めています。このことから分かるように、「ダム建設」は、すべての県民によって認められた「公益上必要な行為」ではありません。先の県議会で「今回の免許申請ではダムに賛成・反対は直接関係ございません」（12 月 18 日農林水産常任委員会）と県の担当者が答弁しているとおり、ダム建設賛否と漁業権許可が連動するものではないことは明白です。県知事の許可権限を楯に、自らの政策に賛同を強要することは許されません。この問題は、県政のあり方の根幹に関わるものと考えます。

県民との対話を重視してきた吉村県政の原点に立ち返り、無条件で小国川漁協の漁業権更新を認可するよう求めます。